

参考①

書類確認における証拠写真の例（イノシシ）

① 近景写真

標示板を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。



近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

縞模様の有無が確認できるように撮影。

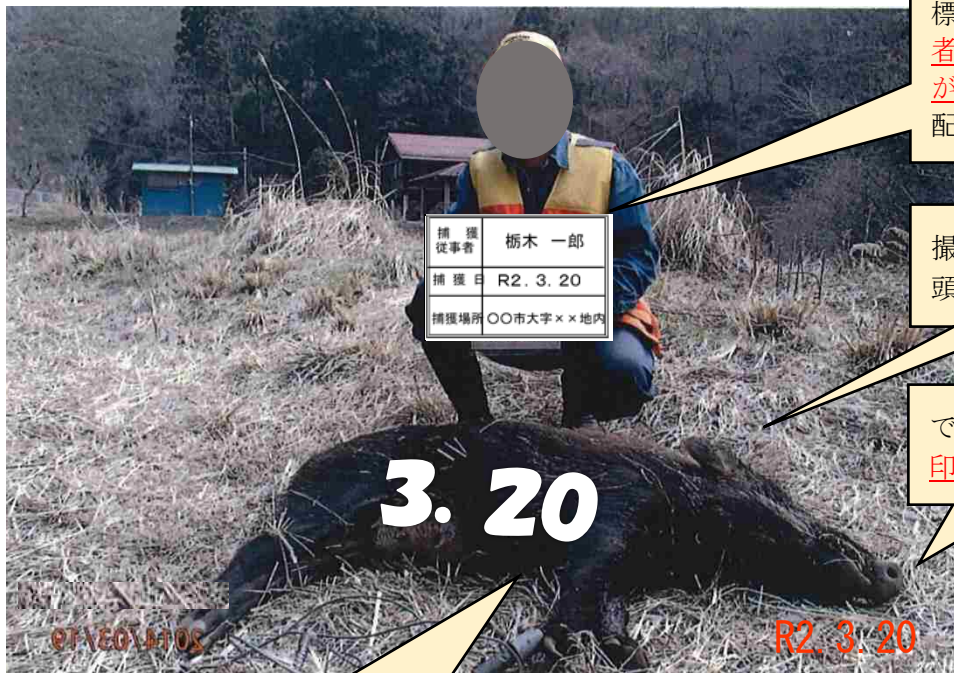
撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

標示板は、個体にかからないように添える。

② 遠景写真

背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が全て写るように撮影。



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。
※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

マーキングした遠景写真を撮影した後

③ 捕獲個体の流用防止写真

「尾」の提出を省略する場合は、「尾」にスプレー等でマーキングして撮影する。

捕獲従事者	栃木 一郎
捕獲日	H30. 3. 20
捕獲場所	〇〇市大字××地内

捕獲個体は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。



流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

注意

豚熱（CSF）感染確認区域（※）で捕獲したイノシシ及びその肉（尾も含む）、内臓、血液等については、原則として豚熱（CSF）感染確認区域外に持ち出さないでください。

※豚熱（CSF）感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km 圏内の区域を指します。

参考② 書類確認における証拠写真の例（ニホンジカ）

後足部分に計測器を当て、標示板を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。

近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

① 近景写真



撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ目付を印字する。

計測器の目盛が確認できるように撮影。

標示板は、個体にかからないように添える。

背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板、後足部分に当てた計測器が全て写るように撮影。

② 遠景写真



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ目付を印字する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。

※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

マーキングした遠景写真を撮影した後に撮影。

③ 捕獲個体の流用防止写真



捕獲個体、計器類は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ目付を印字する。

流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

参考③ 書類確認における証拠写真の例（ニホンザル）

① 近景写真

頭胴部分に計測器を当て、標示板を添えて、捕獲
個体全体を大きく撮影。



計測器の目盛が確認できるように撮影。

撮影者から見て頭は右向き。

標示板は、個体にかからないように添える。

できるだけ日付を印字する。

近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板、後足部分に当てた計測器が全て写るように撮影。

② 遠景写真



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

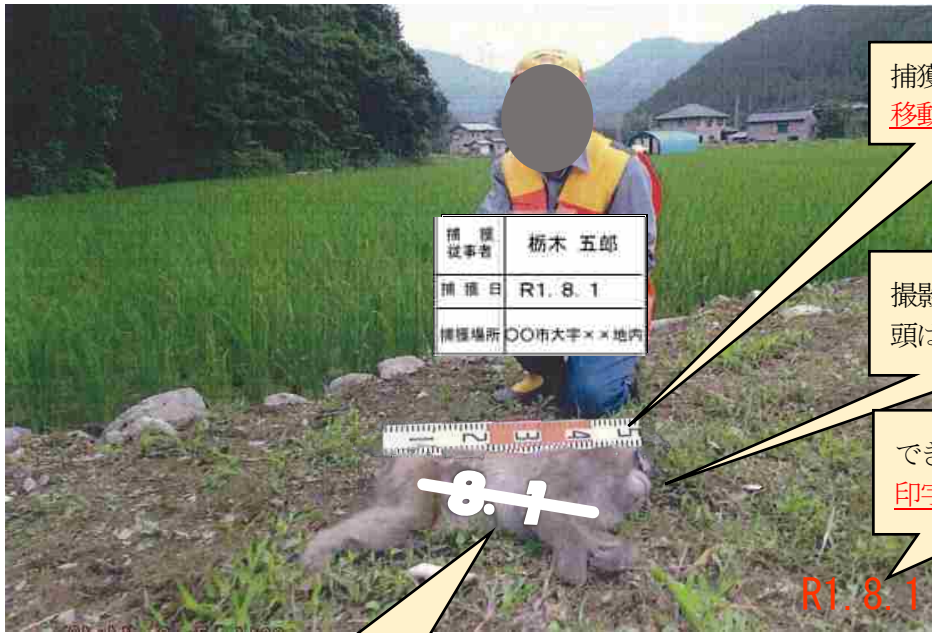
撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。
※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

マーキングした遠景写真を撮影した後に撮影。

③ 捕獲個体の流用防止写真



捕獲個体、計器類は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

参考④ 書類確認における証拠写真の例（ハクビシン）

標示板を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。

近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に×印する前）に撮影。

① 近景写真



撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ目付を印字する。

捕獲従事者	栃木 三郎
捕獲日	R2. 10. 16
捕獲場所	○○町大字××地内

標示板は、個体にかからないように添える。

背景、捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が全て写るように撮影。

② 遠景写真



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ目付を印字する。

捕獲従事者	栃木 三郎
捕獲日	R2. 10. 16
捕獲場所	○○町大字××地内

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に×印を記入した後）に撮影。

マーキングした遠景写真を撮影した後に撮影。

③ 捕獲個体の流用防止写真



捕獲個体は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に×印を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

参考⑤

書類確認における証拠写真の例（複数頭のイノシシを捕獲した場合）

個体が重ならないよう全ての捕獲個体を並べ、標示板を添えて、全頭の個体全体を大きく撮影。

① 近景写真



標示板は、個体にかからないように添える。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

背景、全頭の捕獲個体全体、捕獲従事者、標示板が全て写るように撮影。

② 遠景写真



標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。
※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。

マーキングした遠景写真を撮影した後

③ 捕獲個体の流用防止写真

「尾」の提出を省略する場合は、「尾」にスプレー等でマーキングして撮影する。

標示板は、捕獲従事者の顔や捕獲個体が隠れない位置に配置する。

捕獲個体は移動させない。

撮影者から見て頭は右向き。

できるだけ日付を印字する。



流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

注意

豚熱（CSF）感染確認区域（※）で捕獲したイノシシ及びその肉（尾も含む）、内臓、血液等については、原則として豚熱（CSF）感染確認区域外に持ち出さないでください。

※豚熱（CSF）感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域を指します。

参考⑥

書類確認における証拠写真の例（イノシシ）

※捕獲従事者本人を撮影できない場合 （写真4枚の撮影が必要）

標示板、許可証又は従事者証を添えて、捕獲個体全体を大きく撮影。

① 近景写真



撮影者から見て頭は右向き。

個体が隠れないように許可証又は従事者証を添える。

できるだけ日付を印字する。

捕獲従事者	埴田 二郎
捕獲日	R 1. 10. 15
捕獲場所	〇〇市大字 × × 地内

近景はマーキングする前（スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入する前）に撮影。

縞模様の有無が確認できるように撮影。

標示板は、個体にかからないように添える。

背景、捕獲個体全体、標示板が全て写るように撮影。

② 遠景写真



撮影者から見て頭は右向き。

標示板は、支柱を付けて自立させるなど、記載内容が見えるように角度を付け、個体が隠れない位置に配置する。

できるだけ日付を印字する。

遠景はマーキングした後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入した後）に撮影。

※個体が小さく捕獲月日を記入できない場合は×印を記入。

次の2つの方法を参考に、許可証又は従事者証をアップにして、標示板、捕獲個体の一部が併せて写る写真をいずれか1枚撮影。

捕獲個体の一部が写るように撮影（マーキングの前後どちらでも可）。
 近景写真、遠景写真と照合しやすい部分（頭部など）が写ることが望ましい。

③ 許可証又は従事者証のアップ写真

（従事者証を片手に持って撮影する方法）



捕獲従事者	堀田 二郎
捕獲日	R 1. 10. 15
捕獲場所	〇〇市大字××地内

標示板の全体が写るように撮影。
 できるだけ日付を印字する。

従事者証は、少なくとも氏名が読み取れるように撮影。

撮影者（捕獲従事者本人）の手

捕獲個体の一部が写るように撮影（マーキングの前後どちらでも可）。
 近景写真、遠景写真と照合しやすい部分（頭部など）が写ることが望ましい。

（従事者証を個体の側に置いて撮影する方法）



捕獲従事者	堀田 二郎
捕獲日	R 1. 10. 15
捕獲場所	〇〇市大字××地内

標示板の全体が写るように撮影。
 できるだけ日付を印字する。

従事者証は、少なくとも氏名が読み取れるように撮影。

マーキングした遠景写真を撮影した後に撮影。

④ 捕獲個体の流用防止写真

「尾」の提出を省略する場合は、「尾」にスプレー等でマーキングして撮影する。

撮影者から見て頭は右向き。

捕獲個体、標示版は移動させない。



流用防止写真はマーキングして撮影した後（油性スプレー等で個体側面に捕獲月日を記入して撮影後）に横線を追記して撮影。

できるだけ日付を印字する。

注意

豚熱（CSF）感染確認区域（※）で捕獲したイノシシ及びその肉（尾も含む）、内臓、血液等については、原則として豚熱（CSF）感染確認区域外に持ち出さないください。

※豚熱（CSF）感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域を指します。